○関東地方整備局告示第二百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年四月二十八日

関東地方整備局長　石川　雄一

その関係図面は、平成二十八年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

一　占用を制限する区域

道路の種類及び路線名　図面縦覧場所

一般国道二百九十八号　市川市稲荷木一丁目四九七番一から同市稲荷木一丁目五〇五番二二地先まで　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月二十九日

○中部地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十八日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県木曽郡木曽町福島二六三九番一から同町福島二六三三番三まで	前	九・二〇～一八・六四	メートル 〇・〇四五キロメートル
	後	一二・二六～一八・六四	〇・〇四五

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月二十八日

沖縄総合事務局長　久保田　治

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第千八百九号那覇広域都市計画及び中部広域都市計画公園事業九・六・一沖縄県総合運動公園

三　事業施行期間　自昭和五十六年十一月十一日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十八年建設省告示第千二百十五号、昭和六十一年建設省告示第千五百四十七号、平成五年建設省告示第八百四号、平成十年建設省告示第四百四十二号、平成十二年建設省告示第四百五号、平成十五年沖縄総合事務局告示第二十三号、平成十八年沖縄総合事務局告示第十六号、平成二十年沖縄総合事務局告示第三十号及び平成二十六年沖縄総合事務局告示第九号の事業地のうち沖縄市比屋根五丁目六百八十四番二、六百八十五番二、六百八十六番二、六百九十四番二、八百二十四番一、八百二十五番二、八百二十六番二、八百二十八番二、八百四十一番一、八百四十二番、八百五十二番五並びに北中城村字渡口奥武中原二千八十一番二、二千八十二番二、二千八十三番二、二千八十四番二、二千八十五番二、二千八十六番二、二千六百九十二番二、二千六百九十三番一を削る。

使用の部分　昭和五十八年建設省告示第千二百十五号、昭和六十一年建設省告示第千五百四十七号、平成五年建設省告示第八百四号、平成十年建設省告示第四百四十二号、平成十二年建設省告示第四百五号、平成十五年沖縄総合事務局告示第二十三号、平成十八年沖縄総合事務局告示第十六号、平成二十年沖縄総合事務局告示第三十号及び平成二十六年沖縄総合事務局告示第九号の事業地のうち沖縄市比屋根五丁目六百八十四番二、六百八十五番二、六百八十六番二、六百九十四番二、八百二十四番一、八百二十五番二、八百二十六番二、八百四十一番一、八百四十二番、八百五十二番五並びに北中城村字渡口奥武中原二千八十一番二、二千八十二番二、二千八十三番二、二千八十四番二、二千八十五番二、二千八十六番二、二千六百九十二番二、二千六百九十三番一を加える。

資料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成27年度の平成28年２月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成 28 年 4 月 28 日

財　務　省

1　一　般　会　計

(1)　歳　入

収納済歳入額　単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額 本月分	歳入予算額 前月までの累計	歳入予算額 計	収入歩合 %	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）
租税及印紙収入	56,424,000,000	2,162,402,035	27,610,106,820	52.7	△ 26,651,491,144
租税	55,397,000,000	2,072,529,746	26,919,296,805	52.3	△ 26,405,173,447
所得税	17,590,000,000	1,026,638,503	9,959,849,931	62.4	△ 6,603,511,565
法人税	11,741,000,000	260,794,403	4,251,540,236	38.4	△ 7,228,665,360
相続税	1,761,000,000	207,306,441	838,360,489	59.3	△ 715,333,068
消費税	17,112,000,000	444,716,836	7,988,025,362	49.2	△ 8,679,257,801
酒税	1,308,000,000	13,228,757	701,741,699	54.6	△ 593,029,543
たばこ税	906,000,000	9,668,118	566,718,189	63.6	△ 329,613,691
揮発油税	2,466,000,000	10,420,825	1,251,474,127	51.1	△ 1,204,105,046
石油ガス税	10,000,000	575,128	4,726,835	53.0	△ 4,698,035
航空機燃料税	51,000,000	1,183,199	30,533,813	62.1	△ 19,282,986
石油石炭税	628,000,000	—	330,727,165	52.6	△ 297,272,834
電源開発促進税	323,000,000	235,192	180,818,209	56.0	△ 141,946,597
自動車重量税	374,000,000	31,905,121	191,284,163	59.6	△ 150,810,715
関税	1,117,000,000	65,031,706	616,958,713	61.0	△ 435,009,580
とん税	10,000,000	825,491	6,533,257	73.5	△ 2,641,251
地価税	—	—	3,572	—	△ 3,572
旧税	—	20	1,037	—	△ 1,057
印紙収入	1,027,000,000	89,872,289	690,810,014	76.0	△ 246,317,696
印紙収入	1,027,000,000	89,872,289	780,682,303	76.0	△ 246,317,696